

# 釧路たんちょうスキークラブ規約

## 第1条 (名称)

このクラブは釧路たんちょうスキークラブと称し、全国勤労者スキー協議会北海道勤労者スキー協議会に所属し、事務所を釧路市内に置く

## 第2条 (目的)

このクラブは次のことを目的とする。

1. 健康で文化的な生活をめざし、スキーを幅広く大衆のものとし勤労者の立場に立ったスキーに対する正しい考え方、スキー理論、スキー技術の普及向上を図る。
2. スキー界の民主的発展のために広範なスキー関係者との提携、協同を図る。
3. 全国勤労者スキー協議会の地方組織として活動し、釧路地域のスキー、スポーツの民主的発展に寄与する。

## 第3条 (活動)

このクラブは前条の目的を遂行するため、次の活動を行う。

1. 自主的、民主的運営を基本にしたクラブの活動を行う。
2. 地域に根ざした組織を拡大する。
3. スキー技術の講習会、競技会、ツアースキー、映画会、研修会等の開催。
4. スキー指導員、リーダー等の研修。
5. スキーに関する安全、傷害防止対策、保険の普及。
6. 体育、スポーツ、レクリエーション組織との交流。
7. 機関紙誌の発行、普及。
8. その他、目的遂行のための活動。

## 第4条 (加入、除籍、退会)

1. この規約を認めて手続きする者は誰でも加入しクラブ員となることができる。
2. クラブ員として著しくふさわしくない行為があったり、1年以上会費を納入しないときは除籍される場合がある。
3. 所定の手続きを経て自由に退会できる。

## 第5条 (総会)

1. 総会はこのクラブの最高決議機関で1年1回会長が招集する。
2. 総会は活動方針、活動のまとめ及び予算、決算を審議報告し決定する。
3. 総会は過半数で成立し、出席者の過半数で議決される、尚、止むを得ない理由で総会に出席できない場合は委任状を認めることができる。
4. クラブ員2/3以上の要請があつた場合及び緊急で会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

## 第6条 (役員会)

1. 役員会はクラブの方針にもとづき日常業務を執行する機関で事務局長が招集する。
2. 役員は、会長、副会長、事務局長、財政、機関紙、記録、例会、組織、安全、メイト、の担当者によって構成する。

## 第7条（役員）

1. 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、財政1名、機関紙1名、記録1名、例会若干名、組織若干名、安全1名、メイト1名、会計監査2名。
2. 会長は総会の承認をえて専門委員を委嘱することができる。

## 第8条（役委員の選出と任期）

1. 役員は総会で選出し、任期は次期総会までとし再選は妨げない。
2. 役員の補充は役員会で行うことができるものとし任期は残期間とする。

## 第9条（役員の任務）

1. 会長はクラブを代表し、クラブを総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は日常業務を総括する。
4. 財政はクラブの財政を管理する。
5. 機関紙は機関紙を発行する。
6. 記録はクラブの行事を記録する。
7. 例会はクラブの例会を担当する。
8. 組織はクラブの組織の拡大に努める。
9. 安全は傷害対策にあたる。
10. メイトは書籍やメイトの拡大に努める。
11. 会計監査はクラブの財政を監査する。
12. 専門委員は役員会の諮問にこたえ助言を与え、補佐する。

## 第10条（財政）

このクラブの財政は会費、その他の収入によってまかなう。

## 第11条（会費）

1. クラブの会費は総会で定める。
2. 会費は年額制とし、納入は前納制を原則とする。
3. 第12条（会計年度）  
このクラブの会計年度は11月1日から10月30日までとする。

## 第13条（規約の改正）

この規約の改正、廃止は総会で2/3以上の賛成を必要とする。

## 第14条（規則、規定）

1. 役員会は規約の運営及び日常業務の執行のための諸規則を定めることができるものとする。
2. 規約、規則、規定に明らかでない事項について、役員会は本規約の精神にもとづいて処理することができるものとする。

※この規約は1986年 4月30日より実施する。

※この規約は2010年 11月13日一部改正